

宮城県高等学校定時制及通信教育振興奨励費  
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、勤労青少年教育の重要性にかんがみ、高等学校を設置している市町村が、勤労青少年の高等学校定時制課程又は通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を保障することを目的として、高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学する生徒の修学条件の改善を図るため、別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う場合に要する経費について、当該市町村に対し、予算の範囲内において高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2条 補助金の交付対象となる経費及び補助率又は補助額は、別表のとおりとする。

ただし、補助金額の算出に当たって千円未満の端数が生ずる場合はその端数を切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第3条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとする。

(交付の条件)

第4条 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、補助事業の内容の変更が軽微であって、補助対象経費の区分ごとに配分された補助対象経費の20%の範囲内での変更の場合は、この限りでない。

なお、承認をする場合においては、必要に応じて交付決定の内容を変更し又は条件を付することがある。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、その旨を記載した承認申請書を知事に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を記載した遅延報告書を知事に提出し、その指示を受けること。

(交付決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金交付決定通知の様式は、別記様式第3号によるものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条の規定による申請の取下げを行う場合は、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書類を知事に提出しなければならない。

(補助事業の遂行)

第7条 規則第9条の規定による補助事業の遂行は、公正かつ最小の費用で最大の効果を上げ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(状況報告)

第8条 規則第10条の規定による報告書の様式は、別記様式第4号によるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとし、補助事業の完了又は中止、廃止の承認の日から起算して30日以内又は交付の決定のあった日の属する県の会計年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日まで提出しなければならない。

(補助金の経理)

第10条 補助事業者は、補助事業についてその収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係書類とともに、補助事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から五か年間保管しなければならない。

(補助金調書)

第11条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならない。

2 前項の補助金調書の様式は、別記様式第6号によるものとする。

(書類の提出部数)

第12条 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、次のとおりとする。

- |                     |    |
|---------------------|----|
| (1) 交付申請書           | 2部 |
| (2) 経費配分又は内容変更承認申請書 | 2部 |
| (3) 中止(廃止)承認申請書     | 2部 |
| (4) 状況報告書           | 2部 |
| (5) 実績報告書           | 2部 |

附 則

- 1 この要綱は、昭和58年10月14日から施行し、昭和58年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年10月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。ただし、改正後の宮城県高等学校定時制及通信制教育振興奨励費補助金交付要綱は、同日以降高等学校の定時制課程又は通信制課程の第1学年に入学した生徒(学校教育法施行規則第64条の3第1項に規定する学年による教育課程の区分を設けない課程にあっては、同日以降入学した生徒)を対象として行う補助事業から適用し、同日以前に入学した生徒を対象として行う補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成14年5月2日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

別 表

補 助 事 業		補 助 対 象 経 費	補 助 限 度 額 及 び 補 助 率
定 時 制	市町村が高等学校の定時制の課程に在学する有職生徒又は、有職生徒以外の生徒で疾病等その他やむを得ない事由により学校長が適当と認めた者に対して行う教科書の給与事業（高等学校の定時制課程本科に在学する有職生徒のうち給与を希望する者で、当該年度において履習するための教科書を購入する者に対する当該教科書の給与費。ただし、学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校の生徒については、卒業を目的として在学する有職生徒のうち給与を希望する者で、入学後2年目にあつては14単位以上、3年目以降にあつては28単位以上の修得者で、当該年度において2以上の教科・科目を履習し、かつそのための教科書を購入する者に対する給与費）	教科書給与費	給与費の1/2以内の定額
課 程	市町村が、高等学校の夜間定時制課程の有職生徒又は、有職生徒以外の生徒で、疾病等その他やむを得ない事由により学校長が適当と認めた者を対象として行う夜食費の補助事業（高等学校夜間定時制課程本科に在学する有職生徒のうち夜食費補助を希望する者、もしくは、学年による教育課程の区分を設けない課程を置く高等学校の夜間定時制課程に在学する生徒で卒業を目的として在学する有職生徒のうち補助を希望する者に対する夜食費）	夜食費	知事が別に定める生徒1人1回当たりの夜食費に年間延予定人員を乗じた額の1/3を限度とする。
通 信 制 課 程	市町村が高等学校の通信制の課程に在学する有職生徒又は、有職生徒以外の生徒で疾病等その他やむを得ない事由により学校長が適当と認めた者に対して行う教科書及び学習書の給与事業（高等学校の通信制課程本科に在学する有職生徒のうち給与を希望する者で、2年次生にあつては14単位以上、3年次生以上にあつては28単位以上の修得者で、当該年度において2以上の教科・科目を履習し、かつそのための教科書及び学習書を購入する者に対する経費）	教科書学習書給与費	給与費の1/2以内の定額

(様式第1号)

文書 記号 番号

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長名 印

平成 年度高等学校定時制及通信教育振興奨励費  
補助金交付申請書

平成 年度高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金を  
交付されるよう補助金等交付規則第3条の規定に基づき申請し  
ます。

記

補助金交付申請額 円

添付書類 収支予算書(別紙のとおり)

1. 総括表

補助対象経費の区分		補助対象経費	補助金申請額	補助事業者負担額
定 時 制 課 程	教科書給与費			
	夜食費			
通 信 制 課 程	教科書学習書 給与費			
合 計		円	円	円

備考 補助対象経費の区分ごとに補助対象経費及び補助金申請額を記入すること。この場合、補助金申請額に1,000円未満の端数が生じた場合その端数を切り捨てること。

2 補助対象経費別内訳表

(1) 定時制課程

ア 教科書給与費

学 校 名	補助対象経費	補助金申請額	給与延人員	給与実人員
~~~~~				
合 計	円	円	人	人

備考 補助金申請額に1,000円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てること。

イ 夜 食 費

学 校 名	補助対象経費	補助金申請額	事 業 の 内 容					
			在生徒数	受給人員	実施回数	年間延予定人員	単 価	給食の区分
	円	円	人	人	回	人	円 銭	
~~~~~								
合 計								

備考 補助金申請額に1,000円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てること。  
給食の区分欄には、当該学校で実施している給食が完全給食であれば 完、補食給食であれば 補 と記入すること。

(2) 通信制課程  
教科書学習書給与費

学 校 名	補 助 対 象 経 費	補 助 金 申 請 額	給 与 延 人 員		給 与 実 人 員	
			教 科 書	学 習 書	教 科 書	学 習 書
合 計	円	円	人	人	人	人

備考 補助金申請額に1,000円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨てること。

3 学校別事業計画

(1) 定時制課程  
教科書給与費

学校名		学校所在地			設置者名		
学 年 別	科 目	補 助 事 業 の 計 画					
		発行者の略称	教科書の記号番号	書 名	単価(A)	給与人員(B)	補助対象経費(A) × (B)
一 年 生					円		
	小 計						
四 年 生	小 計						
	合 計					人	円

備考 「発行者の略称」「教科書の記号番号」「書名」は、文部省編「当該年度使用教科書目録（高等学校用）」により記入すること。

## (2) 通信制課程

## 教科書学習書給与費

学 校 名		学校所在地					設置者名							
年 次 別	科 目	補 助 事 業 の 計 画												
		教 科 書					学 習 書					計		
		発行者 の略称	教科書の 記号 番 号	書名	単価 (A)	給与 人員 (B)	金 額 (A)×(B) (C)	発行者名	書 名	単価 (D)	給与 人員 (E)	金 額 (D)×(E) (F)	給与人員 (B)+(E)	補助対象経費 (C) + (F)
一 年 次 生					円				円					
	小 計													
二 年 次 以 上														
	小 計													
合 計						人	円				人	円	人	円

備考 教科書欄の「発行者の略称」「教科書の記号番号」「書名」は、文部省編「当該年度使用教科書目録（高等学校用）」により記入すること。

別紙

平成 年度高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金収支予算書

市町村長

印

歳入

款	項	目	金額	内 訳	
〇〇〇	〇〇〇	高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金		1 定時制課程	円
				(1) 教科書給与費	円
				(2) 夜食費	円
				2 通信制課程	円
				(1) 教科書学習書給与費	円
			円	合 計	円

歳出

款	項	目	金額	内 訳		
				節	金額	備考
			円		円	

(様式第2号)

文書 記号 番号  
平成 年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長名 印

平成 年度高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助  
金にかかる補助対象経費の配分又は補助事業の内容変更  
承認申請書

このことについて、下記のとおり変更したいので承認されるよう  
申請します。

記

1. 理由

備考

1. 総括表、補助対象経費別内訳表及び学校別事業計画は、変更前  
の内容を( )書で上段に変更後の内容を下段にそれぞれ記  
入すること。
2. 学校別補助事業計画は、変更のある学校についてのみ作成する  
こと。

2. 総括表

補助対象経費の区分		補助対象経費	補助金申請額	補助事業者負担額
定 時 制 課 程	教科書給与費			
	夜食費			
通 信 制 課 程	教科書学習書 給与費			
合 計		円	円	円

備考 補助対象経費の区分ごとに補助対象経費及び補助金申請額を記入すること。この場合、補助金申請額に1,000円未満の端数が生じた場合その端数を切り捨てること。

(様式第4号)

文書 記号 番号

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

市町村長名 印

平成 年度高等学校定時制及通学教育振興奨励費補助金に係る  
事業の遂行状況報告書

補助金等交付規則第10条の規定により標記補助金に係る事業の遂行状況を下記  
のとおり報告します。

記

1 定時制課程

(1) 教書給与費

(平成 年 月 日現在)

補助対象経費 (A)	補助金の額 (B)	給与済額		給与未済額			不用額	備考
		金額 (C)	$\frac{(C)}{(A)}$ (%)	金額 (D)	$\frac{(D)}{(A)}$ (%)	給与完了 (完) 年月日	$(A)-((C)+(D))$ (E)	
円	円	円	%	円	%		円	

## (2) 夜食費

(平成 年 月 日現在)

学校数	補助対象経費			補助金 交付 決定額	年間延予定人員			単 価		
	計画	現在	今後の 予 定		計画	現在	今後の 予 定	計画	現在	今後の 予 定
	円	円	円	円	人	人	人	円銭	円銭	円銭

## 2 通誦課程

教科書学習書給与費

(平成 年 月 日現在)

補助 対象 経費 (A)	補助金 の額 (B)	給与済額		給与未済額			不 用 額 (A)-((C)+(D))	備考
		金 額 (C)	(C) — (A)	金 額 (D)	(D) — (A)	給与完了 (従) 年月日		
円	円	円	%	円	%		円	

(様式第5号)

文書 記号 番号

平成 年 月 日

宮 城 県 知 事 殿

市 町 村 長 名 印

平成 年度高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金

実績報告書

補助金等交付規則第12条の規定に基づき提出します。

記

添 付 書 類 収支決算書(別紙のとおり)

1 総括表

費 目	交付決定額 (A)	補助対象とした経費			左の金額を基礎と した場合の補助金 額 (C)	不用額 (A)-(C)	(A)のうち概算 払を受けた金 額
		支出済額	支出予定額	計(B)			
定 時 制 課 程	教科書 給与費						
	夜食費						
	教科書 学習書 給与費						
合 計	円	円	円	円	円	円	円

備考 「補助対象とした経費」欄は、当該年度に給与・貸与等をしたものについて記入する。

2 費目別内訳表  
 (1) 定時制課程  
 ア 教科書給与費

学 校 名	交 付 決 定 額	補助対象とした経費	給 与 延 人 員	給 与 実 人 員
~~~~~				
計	円	円	人	人

イ 夜 食 費

学 校 名	交 付 決 定 額	補 助 対 象 と し た 経 費	事 業 の 内 容			
			在 学 生 徒 数	受 給 実 人 員	年 間 延 人 員	単 価
~~~~~						
計	円	円	人	人	人	円 銭

(2) 通信制課程  
教科書学習書給与費

学 校 名	交 付 決 定 額	補助対象とした経費	給 与 延 人 員		給 与 実 人 員	
			教 科 書	学 習 書	教 科 書	学 習 書
~~~~~						
計	円	円	人	人	人	人

3 学校別補助事業実績

(1) 定時制課程  
教科書給与費

学校名		学校所在地				設置者名	
学 年 別	科 目	補 助 事 業 の 実 績					
		発行者の略称	教科書の記号番号	書 名	単価(A)	給与人員(B)	補助対象とした経費
一 年 生					円		
	小 計					( )	
~~~~~							
四 年 生	小 計					( )	
	合 計					( )人	円

備考 「発行者の略称」「教科書の記号番号」「書名」は、文部省編「当該年度使用教科書目録（高等学校用）」により記入すること。給与人員の計欄に実給与人員を（ ）書きで記入すること。

(2) 通計課程  
教科書学習書給与費

学校名		学校所在地					設置者名					
年次別	科目	補助事業の実績										
		教科書					学習書					補助対象とした経費 (C) + (F)
		発行者の略称	教科書の記号番号	書名	単価(A)	給与人員(B)	金額(A)×(B)(C)	発行者名	書名	単価(D)	給与人員(E)	
一年次生					円				円			
	小計	/	/	/	/	( )	/	/	/	/	( )	
二年次以上												
	小計	/	/	/	/	( )	/	/	/	/	( )	
合計		/	/	/	/	( ) 人	円	/	/	/	( ) 人	円

備考 教科書欄の「発行者の略称」「教科書の記号番号」「書名」は、文部省編「当年度使用教科書目録(高等学校用)」により記入すること。

(B)、(E)の小計合計欄は、計の補助実給与人員を( )書で記入すること。

(様式第6号)

平成 年度高等学校定時制及通信教育振興奨励費補助金調書

( 市 町 村 名 )

県			市 町 村										備考
歳 出 予 算 科 目 (項)  (目)  教科書給 与費  夜食費	交付決定 の額 円	補助率	歳 入			歳 出							
			科 目	予算現額 円	収入済額 円	科 目	予算現額 円	うち〇〇補 助金相当額 円	支出済額 円	うち〇〇補 助金相当額 円	翌年度 繰越額 円	うち〇〇補 助金相当額 円	

- 備考 1 市町村の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用等増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 3 「備考」は、当該補助金に係る確定額その他参考となるべき事項を適宜記載すること。

